

令和4年度版 労働保険の事務手続

追加情報【労働保険の年度更新】

令和4年度概算保険料額（雇用保険分）算出にあたっての

端数処理について

令和4年度の労働保険の年度更新は、雇用保険料率が年度途中の10月に変更されるため、雇用保険分の概算保険料額を算出するにあたっては、令和4年4月～9月の期間（前期）の賃金総額の見込額（前年度の賃金総額の2分の1以上2倍以下の額になる場合は前年度の賃金総額の2分の1の額）、令和4年10月～令和5年3月の期間（後期）の賃金総額の見込額（同上）に、それぞれ前期と後期の料率を乗じて得た額を合算し、概算保険料額を算出します。

概算保険料を算出するにあたっての端数処理は、下記のとおりです。

記

本書26ページの申告書の記載例をあわせてご参照ください。

■令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額の2分の1以上2倍以下の額になる場合の端数処理

- | |
|---|
| ①賃金総額の見込額（前年度の賃金総額の2分の1の額）に、千円未満の端数が生じた場合、 前期は切り上げ、後期は切り捨て ます。 |
| ②前年度の賃金総額の2分の1の額に、それぞれ前期と後期の料率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合、その段階では切り捨てず、その 合算額に1円未満の端数があれば切り捨て ます。 |

■令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額の2分の1未満2倍超の額になる場合の端数処理

- | |
|--|
| ①前期および後期の賃金総額の見込額に、千円未満の端数が生じた場合は、 前期・後期ともに切り捨て ます。 |
| ②前期および後期の賃金総額の見込額に、それぞれ前期と後期の料率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合、その段階では切り捨てず、その 合算額に1円未満の端数があれば切り捨て ます。 |

以上